

令 2 防 災 危 機 第 219 号  
令 和 2 年 (2020 年) 8 月 4 日

本 庁 各 課 長  
教 育 庁 各 課 長 様  
警 察 本 部 各 課 長

総務部防災危機管理課長

新型コロナウイルス感染防止に向けた総合的取組の推進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者が増加する中、社会経済活動を維持しつつ、感染防止策に取り組むことが急務となっており、特に、最近では、バー・クラブなど接待を伴う飲食店はもとより、いわゆる飲み会・会食等の場でクラスターが発生していることから、飲食店等におけるクラスターの発生を防止するための取組を協力的に推進していく必要があるとして、国から別添1のとおり通知がありました。

については、関係省庁からの連絡も踏まえ、市町担当部署及び所管団体に周知いただき、感染状況を踏まえ、必要に応じ、対応いただきますようお願いいたします。

また、夏休みやお盆を控え、県外から帰省される方が多くなることが予想されますことから、県では、別添2のとおり県民向けメッセージを作成していますので、こちらも機会を通じて周知いただき、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

防災危機管理課

担当：原田

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2492

FAX 086-933-2408

事務連絡  
令和2年7月29日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

飲食店等におけるクラスター発生防止に向けた総合的取組について（依頼）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっている中、最近では、バー・クラブなど接待を伴う飲食店はもとより、いわゆる飲み会、会食等の場でクラスターが発生しており、飲食店等におけるクラスターの発生を防止するための取組を強力に推進していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今般、関係省庁と共に「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」（別添）を取りまとめました。

については、本総合的取組を踏まえ、下記の各取組につき、その推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、本総合的取組に関する関係省庁からの連絡も踏まえ、貴都道府県内の市町村への周知等、併せて御対応いただきますようお願いいたします。

記

○「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」（令和2年7月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）（抜粋）

1. 飲食店等におけるガイドライン遵守の徹底に向けた取組

感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が各業界団体により作成・公表されているが、これまで発生したクラスターの分析によると、必ずしも全ての店舗において遵守されていない。このため、クラス

ター発生防止のため、飲食店等におけるガイドラインの普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組む。

国としては、飲食店等の感染防止に向けた取組に対し、持続化補助金により支援するほか、飲食店への訪問を通じたガイドラインの周知、対応状況の確認及び更なる遵守の徹底の働きかけを行うとともに、地方自治体や関係団体等による取組の強化を勧奨する。

(1) 地方自治体による取組

- ・ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図る。

(2)・(3) (略)

(4) 飲食店等の紹介サイトとの連携により、ガイドラインの遵守状況等を店選びに活用できる仕組みを検討・実施する。

2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組

飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることから、利用者一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要である。このため、国として国民に以下の取組を推奨するとともに、都道府県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことについて検討するよう促す。

(1) 「新たな日常」に対応した行動変容の働きかけ

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。

(2) 接触確認アプリ等の活用

- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと。

以上

(本件連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
担当者：八重樫、兼井、服部、北村、山口、石岡  
TEL：03-6257-1309